

ニュースセンター

No. 328

発行 2006年9月10日

大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令

今回、大気汚染防止法施行令及び大気汚染防止法施行規則に関する被害の未然防止を徹底するため、石綿が使用されている「建築物」に加え、石綿が使用されている「工作物」についても対策を義務付けることになりました。内容として(1)大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令

案（平成18年10月1日施行）

大気汚染防止法上、特定建築物材料が使用されている「建築物」を解体、改造又は補修する作業が特定粉じん排出等作業として規制対象とされていましたが、今回の法改正により

「建築物」が「建築物その他の工作物」と変更され、それに伴い政令で定める特定粉じん排出等作業の範囲について、建築物以外の工作物に係る解体作業が含まれることになります。

(2)大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省

令案（平成18年10月1日施行）

政令の改正により、建築物以外の工作物の解体等作業を特定粉じん排出等作業として規制の対象に追加します。それに伴い特定粉じん排出等作業実施届出書の様式等を改正し、工作物に関する事項を追加すると共に作業基準を改正し、工作物に係る作業基準を建築物に係る作業基準の内容と同様とする等の措置を講じます。

当社では大気・室内・作業環境に対する石綿測定を実施しており、建材等につきましては、9月から施行したJIS法による0.1質量%測定を可能とした機器を導入・実施しております。お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2006年8月7日付 環境省 報道発表資料
環境分析箇所 森下英行

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

1. 清涼飲料水及びドリンク中のベンゼンについて
2. 「海洋汚染防止法施行令」の改正概要案
3. 有害物質の子供への影響 研究拠点設置へ 環境省



The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社
〒336-0015 埼玉県さいたま市南区大字太田窪2051番地2
TEL.048-887-2590 FAX.048-886-2817
URL : www.knights.co.jp

化学物質管理方式共通化へ協議会発足

製品に含まれる化学物質の管理方式の共通化を目指す「アーティクルマネジメント推進協議会（JAMP）」が9月11日に発足します。松下電器産業、富士写真フィルム等が発起人企業となり、電機・精密、自動車関連の素材、部品、完成品メーカー、業界団体が参加し、2007年中にも共通フォーマットを作成して国際標準化を目指します。

製品に含まれる化学物質については、EUが7月から鉛等6物質の使用を原則禁止する「RoHS指令」を実施し、来春からは対象物質使用の登録や安全性評価を義務付ける「REACH規制」を予定しており、管理強化が求められています。

日本メーカーは素材産業が化学物質情報の開示方法を共通化し、電気・精密や自動車業界が調達資材の化学物質情報を調査・管理する共通方式を運用しています。しかし、中間の部品加工・製造段階で情報管理・開示の仕組みがなく情報の信頼性やコスト面が課題となっています。同協議会は素材業界と完成品メーカーの管理方式との整合性を持つ情報管理・開示の共通フォーマット作りを目指します。

部材に含まれる化学物質情報は各社でネット検索できる様にし、部材を製造・加工する中小企業を含め来春には百社以上、本格運用時には五万社規模での共通方式採用を目指しています。

当社では化学物質の分析及び本年7月1日より施行されましたRoHS指令に対応する特定有害化学物質の分析を受け付けております。ご質問等ございましたらお気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2006年8月4日 日経産業新聞

商品開発箇所 須賀重政

4. 建材中の石綿含有率の分析方法について
5. 海洋投棄に関する規制強化へ 廃掃法施行令改正案
6. 教育関連施設のアスベスト 968機関で飛散のおそれ



今すぐ、結果が知りたい！ つと思った事ありませんか？ 業界初新サービス、しかも無料！

「あなたの分析室Webシステム」 過去データから最新の分析結果、分析の進捗状況まで
あなたのパソコンからいつでも好きなときにご確認いただけます。
まずは、お問合せください。